

種子の安定供給と品質確保を求める意見書

主要農産物種子法は、昭和２７年に制定され、稲、麦、大豆などの優良な種子を確保し、農産物の安定供給に寄与してきた。

これにより、コメ増産や品種改良が進み、佐賀県においても農業試験場や改良普及センターが大きな役割を担い「コシヒカリ」「夢しずく」などのブランド米が安定的に生産されるようになり、佐賀県の農業と食の安全を守ってきた。

そのようななか、平成３０年４月１日をもって「主要農産物種子法」を廃止された。このことで、国や都道府県と民間企業が平等に競争する環境が整備され、民間企業も優れた品種を開発し農業の競争力強化が図られている。

しかし、稲などの種子価格の高騰や、地域条件等に適合した品種の生産・普及などが衰退してしまうのではないかと、長期的には外資系事業者の独占や、改良された新品種に特許が取得され、日本の種子市場を支配していくのではないかなどの不安も広がっている。

そこで、佐賀県におかれては、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給と品質確保に取り組まれ、不安解消に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年６月２４日

佐賀県唐津市議会

佐賀県知事 山 口 祥 義 様